2　やむを得ない事由により延納手続等を行うことができない場合に申請者の準備期間等が延長されるときにおける延長期間等の細目を定めることとした。（第一六条の二及び第一九条の四関係）

3　物納申請の却下に係る延納等について、やむを得ない事由により申請を行うことができない場合における申請期限の延長を定めることとした。（第二五条の二及び第二五条の三関係）

4　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇三号）（財務省）

1　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二二年法律第七一号）の施行に伴い、消費税が非課税とされる療養、医療等の範囲について所要の整備を行うこととした。（第一四条関係）

2　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第七二号）の施行に伴い、消費税が非課税とされる居宅サービスの範囲等に、介護保険法に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を加えることとした。（第一四条の二関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇四号）（財務省）

1　租税条約等の相手国等の租税に係る徴収の共助について、次のとおり共助の実施に関する手続の細目等を定めることとした。（第七条関係）

㈠　共助対象外国租税の滞納処分に係る差押調書、交付要求書及び参加差押書等の記載事項等を定める。

㈡　共助対象外国租税の滞納処分と強制執行等とが競合した場合の手続の調整に関する事項等を定める。

2　この政令は、平成二五年七月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（財務省）

1　個人所得課税

㈠　特定の取締役等が受ける特定外国新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等について、個人が特定外国新株予約権の行使によりこの非課税の適用を受けて株式を取得した場合には、当該株式の交付をした認定事業会社は、当該特定外国新株予約権の行使に係る株式の交付について外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書の提出を要しないこととした。（第一九条の四関係）

㈡　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、適用対象となるマンション建替事業に係る施行再建マンションの住戸の規模及び構造の基準を定めることとした。（第二〇条の二、第三八条の四及び第三九条の九七関係）

㈢　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、控除額の特例の対象となる認定低炭素建築物に該当する家屋の細目を定めることとした。（第二六条関係）

2　法人課税

㈠　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、即時償却の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の範囲を定めることとした。（第五条の四、第二七条の五及び第三九条の四〇関係）

㈡　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる製品の品質管理の向上等に資する工具、器具及び備品の取得価額の最低限度を定めることとした。（第五条の五、第二七条の六及び第三九条の四一関係）

㈢　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、各地区に係る適用対象期間、対象となる事業及び資産の範囲等を定めることとした。（第二七条の九及び第三九条の四三関係）

㈣　沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、各地区に係る適用対象期間、対象となる事業及び資産の範囲等を定めることとした。（第六条の三、第二八条の九及び第三九条の五六関係）

㈤　関西国際空港用地整備準備金制度について、積立限度額の計算の細目等を定めることとした。（第三三条の六の二及び第三九条の八四の二関係）

㈥　沖縄の認定法人の所得の特別控除制度について、情報通信産業特別地区、国際物流拠点産業集積地域又は金融業務特別地区として指定された地区以外の地域において行われるこれらの地区内において行われる事業に関連する事業の範囲等を定めることとした。（第三六条及び第三九条の九〇関係）

㈦　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えに係る措置について、特定施設の範囲等を定めるとともに、買換資産のうち貨物鉄道事業用の機関車の範囲から専ら車両の入換えを行うために使用されるものを除外することとした。（第二五条、第三九条の七及び第三九条の一〇六関係）

3　国際課税

㈠　振替国債等の利子の課税の特例等について、非居住者又は外国法人が特定振替機関の営業所等を通じて振替記載等を受けている信託（受益者等課税信託（外国年金信託を除く。）のうち、受託者が特定口座管理機関であるものに限る。）の信託財産に属する振替国債等につき支払を受ける利子等に係る非課税適用手続については、特例書類の提出等は特定振替機関に代わって当該信託の受託者が行うこととする等の所要の措置を講ずることとした。（第三条及び第三条の二関係）

㈡　内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例の適用を受けた外国孫会社から外国子会社を経由して内国法人等が受ける剰余金の配当等の額（以下「間接配当等」という。）がある場合の二重課税調整について、直近配当基準日（内国法人等がその事業年度において外国子会社から受ける剰余金の配当等の額のうちその事業年度終了の日に最も近い日に受けるものの支払に係る基準日）における内国法人等の外国子会社に対する持株割合を用いてその間接配当等を計算することとした。（第二五条の二三、第三九条の一九及び第三九条の一一九関係）

㈢　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、関連者純支払利子等の額と比較するための基準とすべき調整所得金額の計算方法等を定めることとした。（第三九条の一三の二、第三九条の一三の三、第三九条の一一三の二及び第三九条の一一三の三関係）

4　資産課税

㈠　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる住宅用の家屋の床面積の上限等を定めることとした。（第四〇条の四の二関係）

㈡　農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予制度について、その取消しの対象となる農地等の総面積の二〇パーセントを超える譲渡等の計算の対象から除外される譲渡等の範囲に、農用地区域内の農地等を農地保有合理化事業等のために譲渡した場合を加えることとした。（第四〇条の六関係）

㈢　贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、貸付けを行った場合の届出書及び継続届出書の提出要領その他適用に関する事項を定めることとした。（第四〇条の六の二関係）

㈣　山林についての相続税の納税猶予制度について、次のとおりその適用に関し必要な事項を定めることとした。（第四〇条の七の四関係）

(1)　納税が猶予される税額の計算方法の細目を定める。

(2)　特例の対象となる被相続人等の要件の細目を定める。

(3)　特例の適用を受けるための継続届出書の提出及び免除事由が生じた場合における猶予税額の免除の手続その他適用に関する事項を定める。